

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和 5 年 8 月 10 日

鶴岡市長 皆 川 治

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

別紙の通り（20 地区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 8 月 10 日

3. プラン修正理由

別紙の通り

4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる

農業者（担い手）の状況

別紙の通り

5. 地域農業の将来のあり方

別紙の通り

6. 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針

別紙の通り

令和5年度 第2期鶴岡市 人・農地プランの認定について (鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								担い手の確保状況	5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性					将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	谷定	R5. 8. 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の追加 1法人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> </ul>	(27)	(25)	(2)	(0)	(27)	(14)	(1)	(12)	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用型農業については母狩ファーム及び地域の中心となる経営体が農用地の受け皿組織となり、個人の離農者や規模縮小農家の対応にあたる。</li> <li>地域特産物の孟宗・茗荷や枝豆・花卉については複合化を進め収益の向上に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
2	大泉地域 (白山、矢馳、山田、布目、大淀川、小淀川、寺田、井岡、岡山、森片、上清水、中清水、下清水、清水新田)	R5. 8. 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の追加 46人</li> <li>中心経営体の追加 4法人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 25人・4法人</li> </ul>	(122)	(113)	(8)	(1)	(122)	(77)	(1)	(44)	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する</li> <li>新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の認定農業者に集積等を図り農業生産の維持をめざす。</li> <li>集落営農組織の法人化を進め、地区農業の大きな担い手を目指すとともに、認定農業者や、個別農業法人と作業受委託等も含めて、相互連携を図っていく。</li> <li>地区での6次産業化や観光農業に向けた取り組みも徐々にすすめていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
3	野中	R5. 8. 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 9人</li> <li>中心経営体の追加 1法人</li> <li>中心経営体の属性変更 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 10人</li> </ul>	(11)	(11)	(0)	(0)	(11)	(10)	(1)	(0)	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心となる経営体と連携する者(兼業農家は農地の貸付けにより水管理や集落営農オペレーター等の役割を担う。</li> <li>新規就農者と連携し、生産技術や経営技術の習得を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
4	菱津	R5. 8. 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の削除 2人</li> <li>中心経営体の追加 2人</li> <li>中心経営体の追加 1法人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 5人</li> </ul>	(19)	(18)	(1)	(0)	(19)	(12)	(1)	(6)	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者に農地の集積を図り、低コスト化に努める一方、経営の複合化により農業所得の拡大を図る。</li> <li>農作業の繁忙期には、離農者の雇用労働を活用し、専業農家の加重労働からの軽減に努める。</li> <li>稲作においては、経営規模拡大に伴い、育苗や田植え作業に相当数の労働時間を要することから、労働時間の節減を図るため、新たな栽培技術(直播)の導入についても検討する。</li> <li>中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、水管理や草刈り、泥上げ作業等に協力するほか、知見を生かした技術的導入や助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果をとりまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農 (任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				
5	西郷地区砂丘畑  (下川上、下川中、下川下、千安京田、面野山、辻興屋、西沼、長崎、西茨、東茨、道地、七窪)	R5. 8. 10	・中心経営体の属性変更  3人	(206)	(202)	(4)	(0)	(206)	(156)	(3)	(47)	・概ね5年後の農地利用意向に農地を一部貸したい等があり、農地の賃貸の検討が必要。 ・耕作放棄地を作付け可能な圃場に戻す対策が必要。  ・話し合い等により、担い手に集積・集約化する。	メロン、ミニトマト等の園芸作物、畑作物等については個人経営体による経営を継続し、それぞれの経営体において農業所得の向上を目指す。	・農業経営をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構を活用する。
			合計 (前回)	(385)	(369)	(15)	(1)	(385)	(269)	(7)	(109)			
			合計 (今回)	446	421	24	1	446	301	9	136			

令和5年度第2期鶴岡市人・農地プランの認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	上町	R5.8.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の追加 1人</li> </ul>	(15)	(11)	(4)	(0)	(15)	(14)	(0)	(1)	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。</li> <li>規模拡大農業者に農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>大豆を中心とした複合経営に取り組んでいく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
				15	11	4	0	15	14	0	1				
2	下中野目	R5.8.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 2人</li> </ul>	(6)	(5)	(1)	(0)	(6)	(5)	(0)	(1)	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る</li> <li>複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
				5	4	1	0	5	4	0	1				
3	三和	R5.8.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> </ul>	(13)	(12)	(1)	(0)	(13)	(12)	(0)	(1)	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業生産法人や規模拡大農家、新規就農者へ農地を集積し、耕作放棄地をなくし生産費のコストダウンを図る</li> <li>新技術等を取り入れ、高品質、高収量を目指すとともに、農作物の6次産業化、高付加価値農業を展開する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
				14	13	1	0	14	11	1	2				
4	鷺畑	R5.8.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 4人</li> </ul>	(8)	(8)	(0)	(0)	(8)	(8)	(0)	(0)	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>V溝直播田植えを組織化し、経営体の生産費のコストダウンを図る</li> <li>高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る</li> <li>複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
				7	7	0	0	7	7	0	0				
5	無音	R5.8.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の追加 1人</li> </ul>	(10)	(8)	(2)	(0)	(10)	(5)	(0)	(5)	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る</li> <li>高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る</li> <li>複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
				10	7	3	0	10	5	0	5				

令和5年度第2期鶴岡市人・農地プランの認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
6	十文字	R5.8.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> </ul>	(13)	(13)	(0)	(0)	(13)	(9)	(0)	(4)	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る</li> <li>高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る</li> <li>複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
				12	12	0	0	12	9	0	3				
7	和名川	R5.8.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(12)	(10)	(2)	(0)	(12)	(11)	(0)	(1)	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る</li> <li>高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る</li> <li>複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
				13	11	2	0	13	12	0	1				
8	砂塚	R5.8.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 2人</li> </ul>	(8)	(7)	(1)	(0)	(8)	(4)	(0)	(4)	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る</li> <li>高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る</li> <li>複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
				7	6	1	0	7	4	0	3				
9	上藤島	R5.8.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(7)	(6)	(1)	(0)	(7)	(5)	(0)	(2)	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者や新規就農者は農地を集積し生産費のコストダウンを図る</li> <li>高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る</li> <li>新規就農を促進していく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
				7	6	1	0	7	5	0	2				
合計(前回)				(92)	(80)	(12)	(0)	(92)	(73)	(0)	(19)				
合計(今回)				90	77	13	0	90	71	1	18				

令和5年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	中川代	R5.8.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の削除 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 4人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(22)	(21)	(1)	(0)	(22)	(17)	(2)	(3)	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積、集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>・水稻を中心としながら、畑作との複合経営の安定化を図る。</li> <li>・耕作放棄地の利用を拡大し、月山麓の畑地の活用を図る。</li> <li>・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>・中山間地域の耕作放棄地を活用し付加価値農業を展開する。</li> <li>・地域の中心となる経営体と新規就農者が連携し、労働力、生産技術、経営管理技術などお互いに不得意分野を教えあう。</li> <li>・中心となる経営体、その他の農家、新規就農者が協力し産直などの6次産業化を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
2	小増川	R5.8.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の経営面積変更 1人</li> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(10)	(8)	(2)	(0)	(10)	(10)	(0)	(0)	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積、集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産のコストダウンを図ると共に水利の有効化を図る。</li> <li>新規就農者の勧誘を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
3	仙道	R5.8.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の経営面積の変更 4人</li> </ul>	(12)	(9)	(3)	(0)	(12)	(11)	(0)	(1)	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積、集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>農機具の共同化によるコストダウンを図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>

4	今野	R5.8.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>・貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(11)	(10)	(1)	(0)	(11)	(10)	(1)	(0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手はいるが十分ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>・耕作放棄地を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>・農業者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。</li> <li>・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>	
				11	10	1	0	11	11	0	0					
				合計(前回)	(55)	(48)	(7)	(0)	(55)	(48)	(3)					(4)
				合計(今回)	57	50	7	0	57	50	3	4				

令和5年度 第2期 鶴岡市「人・農地プラン」の認定について（朝日地域）

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果をとりまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	熊出	R5.8.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> </ul>	(16)	(14)	(2)	(0)	(16)	(10)	(0)	(6)	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯図を解消する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水稲、そば、山ぶどうを中心に作付けする。</li> <li>・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。</li> <li>・新規青年就農者に農地を集積していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
2	本郷	R5.8.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の引受意向面積変更 1人</li> <li>貸付意向農地の追加 1人</li> <li>中心経営体の経営移譲 1人</li> </ul>	(28)	(26)	(2)	(0)	(28)	(12)	(0)	(16)	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯図を解消する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水稲、そばを中心に作付けする。</li> <li>・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。</li> <li>・複合経営に取り組み、利益の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
合計（前回）				(44)	(40)	(4)	(0)	(44)	(22)	(0)	(22)				
合計（今回）				(44)	(40)	(4)	(0)	(44)	(22)	(0)	(22)				